

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2011 TIPLO, All Rights Reserved.

## TIPLO News

2011年6月号(J142)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

### 今月のトピックス

- 01 福寿山農場が風景図案を商標登録出願、裁判所は単なる装飾図案と判定
- 02 「雄鶏」と「山羊」ブランドのレジャーウェア業者が互いに告訴  
商品の同質性が高いため、山羊ブランドの商標は取消に
- 03 価格カルテル、セメント19社に1.86億新台幣ドルの罰金判決
- 04 パナソニック子会社が台湾での生産規模拡張に100億円投資
- 05 日本凸版が龍亭新技(PDI)に資本参入
- 06 日本のTAMA協会、台湾事務所を開設
- 07 知的財産局の特許審査基準を改正、補正態様を緩和
- 08 「商標法改正案」立法院三読を通過
- 09 食品衛生3法が立法院一読を通過  
不実広告は広告イメージキャラクターにも連帯責任
- 10 IMD世界競争ランキング、台湾は6位

### 台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

同様にメトロという文字の入った刊行物でも必ずしも混同誤認を生じさせるとは限らず、わが国でそれほど著名ではない商標がたとえ他国では著名であってもそれに対する保護を無制限にするわけには行かないとされた事例

02 商標権関連

ショッピングモール経営者には他人間の商標権の権利帰属を判断する能力はなく、商標権が登録されて4年後に取り消された出店業者による不法行為についても連帯賠償責任の帰属性はない

### 03 著作権関連

チップを取り付けて再生可能地域を限定するためのリージョンコードを解除し、コピーガード信号が正確に作動しないようにゲーム機を改造するサービスの提供に判決が出たのはこの事件が初めてである。

---

## 今月のトピックス

### J110531X2

#### 01 福寿山農場が風景図案を商標登録出願、裁判所は単なる装飾図案と判定

行政院国軍退役官兵輔導委員会(略称、退輔会)の福寿山農場は2009年に「天池達観亭」と題する風景図案を商標として登録する出願を行い、高級茶「福寿長春茶」に使用しようとしたが拒絶査定を受け、今回も知的財産裁判所に単なる「装飾図案」にすぎず商標の識別性を具えないとして請求を棄却された。本案件はさらに上訴できる。【知的財産裁判所行政判決-99行商訴244-20110526】

福寿山農場は(知的財産局による)拒絶査定を不服としてまずは經濟部に訴願を請求していたが棄却され、さらに知的財産裁判所に対して行政訴訟を提起していた。福寿山農場側の主張によれば、「天池達観亭」は蒋介石総統によって命名されたもので、達観亭は蔣総統が心を培い、国事を考える場所だった。「天池達観亭」は農場の最も高い場所にある天池と達観亭とを組み合わせた独創的な名称であり、「識別性を具えない」ということはない。

知的財産裁判所によれば、福寿山農場「天池達観亭」風景図案の商標デザインは消費者に商標ではなく装飾図案であると容易に認識させてしまう。また「天池」は福寿山だけではなく、台湾の台東、南横、梨山、南投にもあるため、天池達観亭を撮影した図案を商標とすると、装飾図案と区別することがきわめて難しい。裁判所はこの風景図案が包装に使用する装飾図案にすぎず、後天的な識別性を具えないとして、福寿山農場に敗訴を言い渡した。(2011.05)

### J110515X2

#### 02 「雄鶏」と「山羊」ブランドのレジャーウェア業者が互いに告訴 商品の同質性が高いため、山羊ブランドの商標は取消に

雄鶏の「ルコック」ブランド製品を販売する株式会社デサント(以下「デサント」)は海を越えて山羊の「Ibex」ブランド製品を販売する台湾の揚格保羅有限公司(YOUNGPOLO Co., Ltd.)を告訴していた。デサント側は、商標が類似しており、消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあると主張。裁判所が審理した結果、両者ともレジャーウェアを販売しており、同質性が高いため、「山羊」ブランドの商標登録を取り消すべきだとの判決を下した。【知的財産裁判所行政判決-99行商訴213-20110428】

雄鶏と山羊が似ているかどうかについては、雄鶏が太っており、大きな尾を持つ一方、山羊は痩せており、頭の上に特徴的な湾曲した角を持っているが、商品の同質性が高く、消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるため、裁判所は雄鶏に軍配をあげた。(2011.05)

### J110501X4

#### 03 価格カルテル、セメント19社に1.86億新台幣ドルの罰金判決

台湾水泥(Taiwan Cement Corporation)を始めとする台湾セメントメーカー19社が価格カルテルを通じてセメント価格を吊り上げたとして、行政院公平交易会(公取委に相当、以下「公平会」)から1社あたり500万~1800万新台幣ドルの課徴金納付を命じられた。業者らはこれを不服として行政訴訟を提起したが、最高行政裁判所は19社が価格カルテルを行い、国内セメント市場の需給に影響を与えたと判断し、各社に敗訴を言い渡した。罰金総額は1.86億新台幣ドルに達し、セメント業界において罰金の最高記録を更新した。

公平会によると、セメントメーカーらは契約、会合等の方式で、競合関係にある業者と出荷量の制限や注文期限の短縮等について申し合わせ、セメント供給量を調整し、セメント値上がり操作した結果、2001年の1300新台幣ドル/トンから2004年の2150~2250新台幣ドル/

トンへと大幅に値上がりした。このためその事業の規模、不正所得利益、回数等に基づき 19 社に対して 1 社あたり 500 万～1800 万新台湾ドルの課徴金納付を命じた。

セメント業界関係者によると、セメント価格の変動は市場システムが正常に機能した結果であり、価格カルテルを通じて取引対象を制限し、セメント市場を操作したりセメント価格を吊り上げたりした事実はないという。

一方最高行政裁判所は、セメント製造、貯蔵、販売の業者がフィリピン等の海外セメント大手と互いの国に輸出しないことで協定を結び、自国から輸入セメントを締め出し、セメント価格を吊り上げる目的を達成したとして、公平会の処罰決定には根拠があるという判決を下した。(2011.05)

## **J110517X5**

### **04 パナソニック子会社が台湾での生産規模拡張に 100 億円投資**

パナソニック エレクトロニックデバイス株式会社は台湾にスマートフォン産業チェーンが構築されているのを見込んで、5 月 16 日に 100 億円を投じて樹脂多層基板「ALIVH (Any Layer Interstitial Via Hole、アリブ)」の海外生産能力を大幅に増強すると発表した。台湾松下の中和工場における既存の ALIVH 生産ラインを拡張して、7 月の生産量を現在の 150 万台から 300 万台に増やす他、桃園県にある大園工業区に新工場を建設し、2011 年末までに月産 300 万台の生産ラインを稼働して、生産能力を現在の 150 万台から 600 万台へと拡大する計画。同デバイスはスマートフォン以外に、デジカメにも応用することができる。(2011.05)

## **J110512X5**

### **05 日本凸版が龍亭新技 (PDI) に資本参入**

電子ペーパーの産業向け応用のビジネスチャンスを見込んで、日本の凸版印刷(Toppan Printing Co., Ltd.)は奇菱科技 (Chi Lin Technology Co., Ltd.、奇美グループの核心企業)の子会社である龍亭新技(Pervasive Displays Inc., PDI)に資本参入し、13.2%の龍亭科技株を取得すると発表した。両社は電子棚札、POS ディスプレイ、電子ラベル等の産業向け電子ペーパー事業で生産販売に関する提携を結んだ。

奇菱科技によると、龍亭新技が産業向け電子ペーパー製品の開発・販売、ソリューションサービスの開発、奇菱が電子ペーパーディスプレイの委託製造、凸版印刷が日本市場における産業向け電子ペーパー製品の販売および、ソリューションの開発をそれぞれ担当する。5 月 1 日から凸版印刷は日本市場で龍亭新技の製品の販売を開始している。(2011.05)

## **J110504X5**

### **06 日本の TAMA 協会、台湾事務所を開設**

日台企業の提携を促進し、中国等の新興市場をともに開拓していくため、社団法人首都圏産業活性化協会(略称「TAMA 協会」)は台北に台湾事務所を開設し、すでに業務を開始している。サンプル展示空間を設けて、日本企業 14 社の新製品や新技術を展示している。

TAMA 協会の事務局長によると、台湾企業は機敏な市場開拓力をそなえており、中国と日本両方の文化やビジネス習慣を熟知している。日本企業は技術開発に長け、台湾企業とともに中国市場を開拓すれば直接中国市場に参入するリスクを低減でき、これが日台企業戦略連盟の強みとなっている。TAMA 協会台湾事務所の責任者である根橋玲子氏は、台日商務交流協進会の李富山秘書長と協力して、企業のマッチングを行っていく予定だ。

台日商務交流協進会によると、TAMA 協会台湾事務所の開設によって、日台企業が中国市場を共同で開拓する在台北拠点とすることができる他、日台双方の企業の製品やサービスのマッチング、情報交流、技術提携を強化できる。(2011.05)

J110509Y1

## 07 知的財産局の特許審査基準を改正、補正態様を緩和

経済部知的財産局は5月から大幅に補正事項と「特許請求の範囲」の実質変更に係る判断基準を大幅に緩和するとともに、具体的な事例説明を追加した。これによって特許補正の運用方法が増え、特許権の安定性を高めることに役立つ。今回の改正重点は以下の通り。

### 一. 補正事項に係る判断基準の緩和：

現行基準では二部形式クレームの補正は、不明瞭な記載の釈明を理由に行う場合のみ特徴部分の一部技術的特徴を前文の部分に入れられるだけだった。今回の改正では前述の補正態様以外に、さらに以下の補正態様も認めている。(1)二部形式クレームを段落分けのないクレームに書き換える、又は(2)段落分けのないクレームを二部形式クレームに書き換える、又は(3)二部形式クレームの前文部分の一部技術的特徴を特徴部分に記載する、という補正態様はいずれも不明瞭な記載の釈明に属し、「特許請求の範囲」の実質拡大又は実質拡大にはあたらない。

### 二. 「特許請求の範囲」の実質変更に係る判断基準の緩和：

現行基準では、「発明の説明」又は図式の技術的特徴を「特許請求の範囲」に記載する補正は、「特許請求の範囲」に元来記載された技術的特徴（例えば「有機酸」）に下位概念の技術的特徴（例えば「ギ酸」）を記載することのみを認め、その他の補正は「特許請求の範囲」の実質変更とみなしている。今回の改正では、「特許請求の範囲」に記載されている技術的特徴（例えば「部品A」）を更に限定する技術的特徴（例えば「部品a1と部品a2から構成される部品A」）に補正する場合、補正前の「発明の産業上の利用分野」又は「発明が解決しようとする課題」が変わらなければ、「特許請求の範囲」の実質変更にはあたらないとしている。また「特許請求の範囲」におけるミーンズ・プラス・ファンクション（MPF: means plus function）、ステップ・プラス・ファンクション（SPF: step plus function）を用いて表示された技術的特徴を「発明の説明」で記述される対応する当該機能の構造、材料、動作に補正することは現行基準で認められていないが、今回の改正では緩和され、補正が認められている。

### 三. 事例説明の追加：

一部の事例の追加削除については、裁判所の判決が確定した事例を追加し、さらに(1)補正事項の判断、(2)明細書又は図式が開示する範囲を超える場合の判断、(3)「特許請求の範囲」の実質拡大や実質変更の判断、という順で再編成している。その中で(3)については(A)独立クレーム削除と従属クレームの独立クレームへの書き換え、及び(B)「発明の説明」又は図式の技術的特徴の「特許請求の範囲」への記載という2種類の状況に分けてそれぞれ説明し、審査官と各界関係者が十分に補正案件の審査原則を理解できるようにしている。(2011.05)

J110531Y2

## 08 「商標法改正案」立法院三読を通過

商標法改正案が5月31日立法院の第三読会での審議を通過した。条文は合計111条で、71条が改正、26条が追加、9条が削除された。

今回の改正の重点は以下の通り。

- (1)商標登録の保護客体を拡大。例えば動く商標、ホログラム商標等の新たな形態の商標。
- (2)商標の各種使用の態様について明確に定める。
- (3)商標権者の第二期登録料納付が遅れることを避けるため、登録料の二期分納制度を廃止。
- (4)先願の商標権者が他人の併存登録出願に同意しても、明らかに不当な状況がある場合、後願商標は登録できないと改正。
- (5)故意ではなく登録料の納付期限を守れなかった場合の権利復活規定を追加。
- (6)他人の登録商標の無効審判又は取消審判の請求を行い、後願商標或いは変更又は付記により登録した商標（係争商標）が登録からすでに3年を経過した商標（引用商標）と同一又は類似を構成しており、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあると主張する場合、（引用商標の）使用事実の証明を提出しなければならない等の規定を追加。
- (7)「損害賠償」は侵害者に主観上、故意又は過失があることを要件とする旨を明確に定める。最低損害賠償が単価の500倍とする規定を削除。また商標権者がその損害額の証拠を提出する負担を適度に免除するため、合理性のあるロイヤリティーの金額を損害賠償額とできる規定を追加。

(8)著名商標の識別性又は信用・名誉を毀損する「おそれ」があるだけで、侵害行為とみなすことを明確に定め、著名商標の保護を強化する。また権利の濫用を避けるため、他人の「登録商標」を自らの会社名、商号、ドメインネーム等とした場合、侵害行為とみなすという規定を削除。

(9)税関の職権による押収に係る法的依拠を明確に定める。侵害事実の調査又は訴訟提起が必要なものために、税関が商標権者に疑義貨物の情報を提供したり、商標権者が担保金を供託して貨物見本の貸し出しを申請したりして、侵害認定を行うことができる等の規定を追加。

(10)産地証明標章及び産地団体商標等に関する規定を明確に定める。さらに直接、間接的に証明商標権を侵害した場合の刑事罰規定を追加。

今回立法院を通過した商標法改正案は多くの制度改革に係っており、各界が十分に改正後の制度運用を理解、適応できるよう、十分な準備期間をおく必要である。このため、その施行日については行政院が別途定めるものとしている。各界が改正後の制度を十分に理解して運用できるよう、その施行日は行政院が別途定める。さらにその他の関連法規、審査基準、出願書及びコンピュータシステムの変更などが含まれるその他補充措置については、知的財産局が積極的に商標法改正内容に合わせて検討している。(2011.05)

商標法改正案の説明および条文新旧対照表の日本語訳は以下のサイトをご参照ください。  
<http://www.tiplo.com.tw/pdf/201105TrademarkLaw-J.pdf>

## J110505Y4

### 09 食品衛生 3 法が立法院一読を通過

#### 不実広告は広告イメージキャラクターにも連帯責任

食品や薬品の不実な広告を隔絶するため、立法院は「食品衛生管理法改正案」、「健康食品管理法改正案」及び「薬事法改正案」等 3 改正案の第一読会を通過させた。今後広告イメージキャラクターが不実の広告を行った場合、連帯賠償責任を負わなければならない。条文では業者による違法な報告を掲載、放送する責任をより重くし、違反者に 60 万新台幣ドル以上、500 万新台幣ドル以下の罰金を科すとともに、訂正広告の掲載、放送を義務づける。

改正案の説明によると、消費者は広告を信用し、商品に医薬品のような効能効果があると信頼して商品を購入し、健康に深刻な影響をもたらすため、業者が食品、健康食品にそのような効能効果があると思わせるような広告を行ってはいけないという規定に違反した場合、60 万新台幣ドル以上、500 万新台幣ドル以下の罰金を科す他、広告の掲載、放送を中止するまで繰り返して処罰することができる。状況が深刻な場合、違反業者は一定期間内において、元来掲載していた出版物の同一記事、元来放送していた同一時間帯に訂正広告を掲載、放送するものとする。

委員会の第一読会では広告イメージキャラクターの責任規定を追加した。薬事法第 96 条、健康食品管理法第 24 条の 2、食品衛生管理法第 32 条の 2 にそれぞれ広告イメージキャラクターが不実の広告において商品に意見、信頼、又は自らの体験結果を反映させた場合はいずれも連帯賠償責任を負うものとするという規定を追加した。委員会は昼に附帯決議を議決し、衛生署は NCC に協力し、関連する番組が違反した場合、早急に販売差止めを請求しなければならないとしている。(2011.05)

## J110519Z8

### 10 IMD 世界競争ランキング、台湾は 6 位

スイスローザンヌの経営開発国際研究所 (International Institute for Management Development, IMD) が発表した 2011 年世界競争ランキングによると、台湾は昨年の 8 位から 6 位に上昇し、過去最高を記録している。

IMD の世界競争ランキングは「経済のパフォーマンス」、「政府の効率性」、「企業の効率性」、「インフラ」の 4 分野、全 331 項目の指標で構成されており、世界 59 カ国の競争力を評価の対象としている。台湾に対する今年の評価をみると、「政府の効率性」だけが 4 ランクダウンしているが、「経済のパフォーマンス」は 8 ランクアップ、「インフラ」は 1 ランクアップ、「企業の効率性」は横ばいで 3 位を維持している。

IMD は台湾について、有効に金融ツナミの衝撃を防御し、その経済のパフォーマンスは低迷後急速に好転していると評価している。(2011.05)

アジア各国の IMD 競争力順位 (2007-2011 年)					
	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
台湾	18	13	23	8	6
韓国	29	31	27	23	22
香港	3	3	2	2	1
シンガポール	2	2	3	1	3
日本	24	22	17	27	26
中国	15	17	20	18	19

台湾の IMD 競争力順位 (2007-2011 年)					
	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
総合順位	18	13	23	8	6
経済パフォーマンス	16	21	27	16	8
政府の効率性	20	16	18	6	10
企業の効率性	17	10	22	3	3
インフラ	21	17	23	17	16

\*スイスローザンヌの「経営開発国際研究所 (IMD)」は世界に名高く信頼できる競争力評価機関で、IMD 世界競争力ランキングが毎年 1 回発表される。1989 年に初めて発表されて以来 23 年の歴史を持つ。1989 年から世界競争力報告を発表し、1994 年には世界競争力ランキングに改められ、現在 59 カ国を評価対象としている。その定期的に発表される世界競争力報告は各国の施政における重要な参考資料となっている。

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 商標権関連

同様にメトロという文字の入った刊行物でも必ずしも混同誤認を生じさせるとは限らず、わが国でそれほど著名ではない商標がたとえ他国では著名であってもそれに対する保護を無制限にするわけには行かないとされた事例

#### ■ハイライト

ルクセンブルグの大手メディアグループ「metro」(商標は添付図をご参照)は、台湾知的財産局に対し、台北メトロが発行する日刊ニュース「Metro Taipei News」(商標は添付図をご参照)が登録を受けている商標の取消しを求めた。知的財産裁判所はこのほど、両商標は類似しないと判断し、かつ「metro」は台湾での知名度が低いため、原告 metro の敗訴を言い渡した。

台北メトロは 2006 年 8 月、新聞紙、地図、広告企画等を指定商品(役務)に「Metro Taipei News」の商標登録を出願した。metro 社は台北メトロの商標と同グループの商標「metro」は同一の英文字で構成され、しかも同じく新聞紙等刊行物に使用されているため、消費者に混同誤認を生じさせる可能性があり、「Metro Taipei News」の発行取消しを求めたところ、拒絶された。

metro 社は知的財産局の処分を不服として行政訴訟を起こした。同社は、国際的大手メディアグループであり、ヨーロッパ、北アメリカ、南アメリカ、アジアの 23 カ国にわたり 100 を超える都市で 18 カ国の言葉で 84 種類の刊行物を発行しており、毎日延べ 2300 万人の読者が同社の新聞を読んでいる。同社年収は 4 億ドルを超え、「metro」は世界に名を馳せる著名商標であると強調。

知的財産局によれば、両商標には同一の英文字「metro」があるものの、「metro」は地下鉄の意味があり、台北メトロの営業項目であり、ありふれた単語でもあるため、識別力が比較的低い。そのうえ、台北メトロの係争商標には「metro」と「Taipei News」で組み合わせたもので、原告の「metro」商標中の「o」は地球のような図形となっており、両者は外観、称呼、観念のいずれにおいても類似しない。

同局はさらに、metro 社は欧米で知名度が高いかもしれないが、同社が提出した証拠から、

台湾でも有名であることを証明するに足りず、かつ metro 社は台湾では如何なる新聞紙や刊行物も発行しておらず、台湾人にはなじみの薄い存在である。

知的財産裁判所は知的財産局の見解に同調し、「両商標とも「metro」という英文字があるものの、その構成とデザインが異なり、類似を構成しないとしたうえで、台湾国民からして、「Metro Taipei」をみると、台北メトロを連想する。原告 metro 社は台湾では地下鉄をはじめとした交通機関を運営しておらず、台北メトロの各駅で日刊 metro 紙や刊行物も発行していない。わが国国境内においては、台北メトロの知名度がルクセンブルグより高いはずである。たとえ metro は台湾で有名であっても、台北メトロ商標が原告の商業上の信用を減損するおそれがあると証明されないかぎり、取り消される必要がなく、両商標は並存できるものであって、著名商標に対する保護を無制限にするわけにもいかない」とした。

知的財産裁判所行政判決

裁判番号：97 年度行商訴字第 82 号

裁判期日：2009 年 02 月 26 日

原告：Metro International S.A.

被告：經濟部知的財産局

参加人：台北大衆捷運股份有限公司（台北メトロ）

主文：

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告が負担する。

## 一. 事案概要

参加人「台北大衆捷運股份有限公司」は 2006 年 8 月 10 日に「Metro Taipei News」（「News」は専用しないと声明）について商標法施行細則第 13 条所定の商品及び役務分類表第 16 類の「新聞紙、地図、チラシ、広告印刷物、刊行物、パンフレット、マニュアル、ガイドブック、雑誌、週刊誌等」商品、第 35 類の「広告企画及び設計、広告制作、広告代理、広告宣伝及び宣伝品の配送、企業管理顧問（マネージメントコンサルタント）、ネット広告看板の貸与、電子広告掲示板の貸与、ショッピングセンター、ネットショッピング（電子商取引）等」役務、第 39 類の「メトロ、新聞の発送、ケーブルカー運輸等」役務及び第 41 類の「各種書籍、雑誌、文献の出版、発行、各種書籍・刊行物、雑誌、文献の検索、各種書籍雑誌の講読の代理、各種書籍・刊行物、雑誌、文献の翻訳等」役務を指定して、被告に対し商標登録出願をした。被告がこれを、第〇〇号商標（以下、係争商標。添付図をご参照）として登録することを認めた。その後、原告は係争商標が商標法第 23 条第 1 項第 12 号、13 号に反するとし、異議を申し立てた。被告が審査したところ、係争商標と原告が出願し、登録を受けた第 992470、981396、155856、141945、141414 号の「METRO(word)」商標、第 967680、976720、153131、141198、139681 号の「METRO(logo)」商標及び第〇〇〇〇〇〇〇、189849、〇〇〇〇〇〇〇〇号「都市日報 METRO & Device」商標（以下、引用商標と略す）に類似せず、かつ係争商標の登録によって消費者に混同誤認を生じさせるおそれがなく、また引用商標「METRO(word)」、「METRO(logo)」、「都市日報 METRO & Device」は著名商標ではないので、2008 年 3 月 6 日付中台異字第 960884 号商標異議査定書をもって「異議申立が成立しない」とする処分をした。原告はこれを不服として、訴願を提起したが、訴願決定で棄却され、原告はなお不服があり、本裁判所（知的財産裁判所）に行政訴訟を起こした。本裁判所は、訴訟の結果により参加人の権利又は法律上の利益（法益）が損害を受けることになるので、行政訴訟法第 42 条第 1 項に基づき職権により参加人に本件訴訟への参加を命じた。

## 二. 理由

- (一) 商標法第 23 条第 1 項 12 号、13 号、14 号はそれぞれ、「他人の著名な商標は標章と同一で、若しくは又はこれに類似するものであって、関係公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあり、又は著名な商標若しくは標章の識別力若しくは信用を減損するおそれがあるもの。」、「他人の同一若しくは類似の商品若しくは役務に係る登録商標又は出願が先（先願）の商標と同一で若しくはこれに類似し、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの。」、「他人が先に同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用する商標と同一で若しくはこれに類似し、出願人が当該他人との間に契約、地縁、業務上の取引その他

の関係があり、他人の商標の存在を知りえた場合」は登録を受けることができないと明確に定めている。前掲規定の適用は両商標の構成が同一で若しくは互いに類似することを前提とする。また、いわゆる商標の構成が同一若しくは類似ということは、通常の知識・経験を有する一般の商品購買者（消費者）が（商品を）購入（若しくは役務を利用）するときに通常の注意を払い、両商標の要部の外観、観念、称呼について隔離的観察をし、混同誤認を引き起こすおそれがあるかを判断する。したがって、両商標が外観、観念、称呼において、要部の文字、図形若しくは記号のいずれが類似し、一般の消費者に混同誤認を生じさせる可能性が十分にあるものは商標の類似となる。

(二) 本件は参加人が2006年8月10日に、「Metro Taipei News」（「News」は専用しないと声明）について商標法施行細則第13条所定の商品及び役務分類表第16類の「新聞紙、地図、チラシ、広告印刷物、刊行物、パンフレット、マニュアル、ガイドブック、雑誌、週刊誌等」商品、第35類の「広告企画及び設計、広告制作、広告代理、広告宣伝及び宣伝品の配送、企業管理顧問（マネジメントコンサルタント）、ネット広告看板の貸与、電子広告掲示板の貸与、ショッピングセンター、ネットショッピング（電子商取引）等」役務、第39類の「メトロ、新聞の発送、ケーブルカー運輸等」役務及び第41類の「各種書籍、雑誌、文献の出版、発行、各種書籍・刊行物、雑誌、文献の検索、各種書籍雑誌の講読の代理、各種書籍・刊行物、雑誌、文献の翻訳等」役務を指定して、被告に対し商標登録出願をした。被告がこれを、第〇〇号商標（以下、係争商標。添付図をご参照）として登録することを認めた。その後、原告は係争商標が商標法第23条第1項第12号、13号に反するとし、異議を申し立てた。被告が審査したところ、係争商標と原告が出願し登録した第992470、981396、155856、141945、141414号の「METRO(word)」商標、第967680、976720、153131、141198、139681号の「METRO(logo)」商標及び第〇〇〇〇〇〇〇〇、189849、〇〇〇〇〇〇〇〇号「都市日報 METRO & Device」商標（以下、引用商標と略す）に類似せず、かつ係争商標の登録によって消費者に混同誤認を生じさせるおそれがなく、また引用商標「METRO(word)」、「METRO(logo)」、「都市日報 METRO & Device」も著名商標ではないので、2008年3月6日付中台異字第960884号商標異議査定書をもって「異議申立が不成立」とする処分をした。原告はこれを不服として、訴願を提起したが、訴願決定で主張が認められず棄却され、原告はなお不服があり、本裁判所（知的財産裁判所）に行政訴訟を起こした。

このため、本件において明らかにすべきことは、（一）係争商標「Metro Taipei News」と原告の引用商標「METRO」は類似を構成するか？両商標ともに、同一若しくは類似の第16類及び第35類役務への使用を指定しており、これは関係消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあり、商標法第23条第1項第13号に定めた不登録事由に該当するか？

（二）係争商標「Metro Taipei News」と原告の引用商標「METRO」は類似を構成し、関係消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあり、又は原告著名商標の識別力若しくは信用を減損するおそれがあり、商標法第23条第1項第12号に定めた不登録事由に該当するか？

### 三. 判旨

(一) 本件参加人「台北大衆捷運股份有限公司」は2006年8月10日に「Metro Taipei News」（「News」は専用しないと声明）について商標法施行細則第13条所定の商品及び役務分類表第16類の「新聞紙、地図、チラシ、広告印刷物、刊行物、パンフレット、マニュアル、ガイドブック、雑誌、週刊誌等」商品、第35類の「広告企画及び設計、広告制作、広告代理、広告宣伝及び宣伝品の配送、企業管理顧問（マネジメントコンサルタント）、ネット広告看板の貸与、電子広告掲示板の貸与、ショッピングセンター、ネットショッピング（電子商取引）等」役務、第39類の「メトロ、新聞の発送、ケーブルカー運輸等」役務及び第41類の「各種書籍、雑誌、文献の出版、発行、各種書籍・刊行物、雑誌、文献の検索、各種書籍雑誌の講読の代理、各種書籍・刊行物、雑誌、文献の翻訳等」役務を指定して、被告に対し商標登録出願をした。被告がこれを、第〇〇号商標（以下、係争商標。添付図をご参照）として登録することを認めた。一方、原告は「METRO(word)」で出願し、第992470、981396、155856、141945、141414号の登録を、「METRO(logo)」で第967680、976720、153131、141198、139681号の商標登録を、及び「都市日報 METRO & Device」で第〇〇〇〇〇〇〇〇、189849、〇〇〇〇〇〇〇〇号として商標の登録を受けている。原告は係争商標は商標法第23条第1項第12号、13号の所定事由に該当することを理由に、係争商標について異議を申し立てた。

調べたところ、原告が異議申立の根拠とする上記商標（引用商標）と係争商標の間に見られる主な一致点は、両方ともに「metro」という英文字があることである。ただ、この英文字にもまた相違点がある。それは、引用商標にはデザインされず、全部大文字で表示する「METRO」があり、或いは、英文字「METR」プラス地球化の図形にデザインした末尾の「O」との組み合わせ、或いは中国語「都市日報」、英文字「metro」及び地球化設計図で組み合わせたものがある。そして係争商標の英文字「Metro」は頭文字を大文字で表示している。しかし、係争商標は単に上記英文字で単独で表示されたものでなく、「Taipei News」と併せて表示されている。このため、係争商標についていえば、その外観は「Metro Taipei News」で、引用商標とは同じとはいえない。単純にデザインされなかった文字商標についていえば、文字そのものが表現した外観のほか、文字そのものが代表する意味も重要な識別上の特徴となる。本件係争商標と引用商標両方ともにある「metro」という文字は、メトロか、地下鉄を意味する。係争商標が「Metro」と「Taipei News」を「Metro Taipei News」と組み合わせ、その文字の意味は「台北メトロ新聞紙」或いは「台北地下鉄ニュース」である。一方、引用商標の主な文字は「METRO」で、もし単にその文字の外観で言えば、直ぐにその文字商標とそのものが代表する役務或いは商品と連結が生じない。この点では、係争商標と引用商標は全く区別がないわけではない。

そして原告のもう一つの登録商標「都市日報」、英文字「metro」及び地球化した設計図で組み合わされた商標は、中国語の部分は明確にその提供する商品は新聞紙であることを明示しているが、いわゆる「metro」という文字は地下鉄を意味する以外、大都会「metropolitan」の略称としてもよく使われる。したがって、原告が提出した上記中国語「都市日報」、英文字「metro」及び地球化した設計図で構成した商標について言えば、その「metro」は「都市日報」のうちの「都市」に対応する可能性がある。したがって、全体観察をすると、引用商標と係争商標の外観は明らかに異なり、当然類似を構成しない。

(二) 次に、本件参加人は台北メトロを経営する会社で、その会社の英語名称は「Taipei Rapid Transit Co., Ltd.」だが、同社も「metro Taipei」を会社の常用名称として使い、しかもその名称で商標出願をし、登録を受けている。以上のことから、参加人が係争商標を使用するのは根拠がないわけではない。また国民にとって、「Metro Taipei」と言えば、参加人のことをいい、「Metro Taipei News」とは当然参加人が発行する「台北捷運報」（「捷運」は「メトロ」の意。この名称も商標登録を受けている）を指し、原告とは何ら関係しないはずである。また、原告は台湾でメトロも地下鉄業務も経営しておらず、新聞紙を大量に発行すること或いは各メトロ駅で刊行物を発行することもない。このため、引用商標について一般の民衆が果たして係争商標と混同誤認を生じさせるか、疑問がないわけではない。

また、原告の引用商標は「地下鉄」或いは「大都会」を意味するほか、直接その所在する地理的区域又はその提供する役務、商品の内容と結びつかない。しかし、係争商標は一目で見れば、必ず台北と関係し、かつその提供する商品は新聞紙又はメディアであることが分かる。ただこれだけで十分に区別できる標識と言える。ましてや、わが国国内においては、参加人の知名度は著しく原告より高い。したがって、いわゆる著名商標というのは、本件争訟では必ず原告が異議の根拠とする引用商標とは認定しがたい。換言すれば、原告の引用商標と参加人がよく使う名称或いは係争商標とはいったいどれが著名なのか、十分に証明できない以上、関係消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあり、又は原告の著名商標の識別力若しくは信用を減損するおそれがあり、登録できないという商標法第23条第1項第12号に定めた商標類似を構成することは、本件で適用されるか、疑問である。たとえ、原告の引用商標と参加人の係争商標の知名度が台湾ではほぼ一致するといっても、係争商標が原告の「著名商標」の識別力若しくは信用を減損するおそれがあると認定できない。蓋し、知名度がほぼ一致する商標である以上、どれが他方の識別力若しくは信用を減損するおそれがあるという話しをするのは無意味であろう。



Metro Taipei News

## 02 商標権関連

ショッピングモール経営者には他人間の商標権の権利帰属を判断する能力はなく、商標権が登録されて4年後に取り消された出店業者による不法行為についても連帯賠償責任の帰属性はない

### ■ハイライト

京華城ショッピングモールに出店していた業者は無断でイタリアブランドの衣類を販売し、その商標権を侵害したとして、警察に摘発された。京華城も同ブランドを保有するイタリア会社から告訴され、台北地方裁判所から過失責任があるとされ、連帯で200万円の賠償金支払を命じられた。京華城はこれを不服として知的財産裁判所に控訴した結果、故意過失行為があったと原告（控訴審では被控訴人）は証明することができないため、京華城には連帯賠償責任がないとの判決を言い渡した。

イタリア会社 VICARIOTTO MAURO ALBERTO は衣服、靴、靴下、帽子などを指定商品に「SARTORIA MV MAURO VICARIOTTO」（以下、係争商標。MV商標ともいう）について商標登録され、商標権の存続期間は2005年11月1日から2015年10月31日までとする。VICARIOTTO社はその後、係争商標の使用権を台湾の藝騰貿易有限公司に許諾した。

一方、京華城はその4階Lエリアに位置する売り場を訴外人X、Yが経営する会社に提供し、MV商標と表示された商品を販売していた。

2006年、VICARIOTTO社と藝騰貿易会社は警察に対し商標権が侵害されたと告発し、検察・警察当局が訴外人が経営する京華城の売り場を捜索したところ、模倣品とみられる商品を押収し、訴外人を書類送検した。台湾高等裁判所は訴外人二人に対し有罪判決を言い渡しており、VICARIOTTO社と藝騰貿易会社が刑事訴訟に付帯して提起した民事訴訟においても、台北地方裁判所は新台幣1000万円の賠償金支払いを命じた。

VICARIOTTO社と藝騰貿易会社は京華城が売り場を本件訴外人に提供し、模倣品の販売を手助けし、たとえ故意でなくても重大な過失があるとして、京華城にも連帯して賠償責任があると主張した。

知的財産裁判所民事判決

裁判番号：97年度民商上字第5号

裁判期日：2009年05月27日

件名：商標権関連財産権侵害紛争

控訴人：京華城股份有限公司

被控訴人：イタリア会社 VICARIOTTO MAURO ALBERTO

被控訴人：藝騰貿易有限公司

主文：

原判決を破棄する。

被控訴人の第一審における訴え及び仮執行の申立てはすべて棄却する。

第一審、二審の訴訟費用は被控訴人が負担する。

### 事実及び理由

#### 一. 事案概要

被控訴人 VICARIOTTO 社は「SARTORIA MV MAURO VICARIOTTO」について「衣服、靴・ブーツ、靴下、帽子、マフラー」等を使用指定商品に、知的財産局に出願し、第〇〇〇〇〇〇〇〇号商標と登録され、専用期間は2005年11月1日から2015年10月31日までとする。今もなお権利存続中である。もう一方の被控訴人「藝騰貿易有限公司」（以下、藝騰公司という）は法により登記した係争商標のライセンサーである。本件訴外人は控訴人が経営する京華城ショッピングモール4階Lエリアに売り場を設け、公然と模倣品を販売していたとして、台北地方裁判所及び台湾高等裁判所から有罪判決が言い渡されている。また、被控訴人が訴外人X、Yを相手取って提起した付帯民事訴訟においても、台北地方裁判所から新台幣1000万円の賠償金支払いを命じる判決が下っている。

※本件の争点：控訴人は、係争商標が被控訴人が所有するものであることを明らかに知ってい

るかどうか？また訴外人が先に登録した係争商標が取り消された後、控訴人は訴外人による不法行為（権利侵害行為）を明らかに知りながら、その（行為の）継続に同意したかどうか？もし、控訴人に共同不法行為があるとしたら、その賠償金はどのぐらいにすればよいか？

## 二. 理由

- (一) 本件被控訴人 VICARIOTTO 社と訴外人 X、Y はともに控訴人のショッピングモールに赴き、売り場の賃貸借について打ち合わせをしたことがある。当時、訴外人 X、Y も被控訴人もまだ係争商標の登録出願をしていない。その後、Y は控訴人、即ち被告と売り場の賃貸借契約を結び、被控訴人より先に知的財産局に係争商標の登録出願をした。本件控訴人が 2001 年 8 月 27 日に訴外人の元の妻が経営する晴健公司与契約を交わした当時、係争商標が国内外に登録されていない。この事実についていえば、たとえ Y は「先取り商標登録」をしたとしても、他人の商標権を侵害した事実が確かにあったか？疑う余地はなくはない。係争商標登録出願時に、国内外に同一又は類似の商標がない以上、いわゆる先取り商標登録というのは、何人の商標を先取り登録したか？いったい何人の商標を侵害したか？訴外人が係争商標について登録出願をする前に、係争商標は国内外に現れたことがなければ、控訴人にとって係争商標がだれに属するかを認識できる可能性がない。そして訴外人が係争商標について登録出願した後、控訴人にとって係争商標の商標権者は即ち訴外人であると認識するのは当然のことである。言い換えれば、被控訴人と訴外人がともに売り場の賃貸借の打ち合わせをしに控訴人のところに来て、その後、ともに来た中の一人によって係争商標の登録出願をしたことについて、控訴人は如何にその中に紛争があることを知りうるのか？商標の主務官庁でもなければ、司法機関でもない控訴人は、被控訴人と訴外人の間に商標の帰属をめぐる争いがあることにもともと判断の権限はない。被控訴人が Y が係争商標に係る登録出願前に、異議の申立に間に合わなかったため、訴外人 Y が係争商標の登録を受けることになり、控訴人にとって、商標所管庁が係争商標の登録査定の内容に何ら不当があったと考える理由はどこにあるのか？したがって、この部分についていえば、控訴人は明らかに被控訴人の係争商標権を侵害する故意過失がない。
- (二) 本件係争商標はもともと晴健会社が 2001 年 11 月 29 日に登録出願をし、被控訴人が同年 12 月 27 日に同一商標について登録出願をするまで、たかが一ヶ月程度の差である。被控訴人はこれについて、通常の実験や知識をもつ人間はだれでもそのなかに紛争があると判断できると主張する。ましてや被控訴人は 2002 年 7、8 月に控訴人の営業場所に来たときに控訴人のフロア管理人に対し訴外人の売り場で使用されている係争商標は被控訴人の氏名であると伝えており、控訴人は訴外人 Y が係争商標を横取して登録したことを知るはずである。しかしながら、商標はだれのものか？往々にして訴訟手続を経て判断しなければならない。商標の主務官庁でもなければ、司法機関でもない控訴人は、如何に係争商標はいったい誰が所有するものかを認定すればよいか？被控訴人は、控訴人が通知を受けた時に係争商標が誰に属する物かを判断する能力があるはずであり、すぐに訴外人 X、Y に商品の回収を通知する義務があると主張するが、かれは何を根拠とするか？裏づけとなる証拠資料を裁判所の参考に提出していない。控訴人は百貨店業務を経営するからと言って、自ら他人間の権利帰属を判断し、さらにそのなかの一方に主張によって一定の行為をする義務があるとはいえない。被控訴人は上記推論に基づいて、さらに控訴人はこれによって損害賠償責任を負うと主張するのは、明らかに控訴人にその権利範囲でない義務を果たさせるもので、取るに足らない。
- (三) 本件被控訴人は、2002 年 10 月に電子メールで控訴人に係争商標に紛争があることを告げてから、2006 年 4 月 18 日台北市政府警察局松山分局（松山署）が控訴人の営業場所の訴外人が経営する売り場を捜索するまで、控訴人に係争商標の権利変化に関する最新状況を通知していないことを否認しない。晴健会社が登録出願し、その後「承立洋行」が受け譲った本件係争商標は、2005 年 7 月 11 日にその登録が知的財産局によって取り消され、同年 11 月 1 日に被控訴人は始めて登録を受けている。訴外人 X、Y が係争商標の権利を取得してから四年近く経ったこの期間に、控訴人は X、Y が係争商標権者であることを信じていた。これは商標登録制度に対する信頼である。もしこの制度に対する信頼で損害賠償責任を負うのなら、わが国商標登録制度は存在する価値がない。なぜなら、その登録公告の内容は信じられないからである。これに準じて、商標が取り消される前には有効と推定すべきである。控訴人はこの信頼から訴外人が経営する承立洋行に

売り場を貸し、係争商標が使用されていた商品の取り扱いを認めていた。その後の商標権の変化について何ら責任帰属があるといえるか？本件控訴人は2002年10月に電子メールで控訴人に係争商標について紛争があることを告げたきりで、再び控訴人に如何なる情報も寄せていない。この状況の下、控訴人は訴外人と被控訴人間に係争商標の権利帰属をめぐる変化に随時注意する何の義務があるというのか。本件被控訴人は係争商標権利の取得が確定した後、再び通知し、並びに期間を限定して処理することを命じる先行手続を履行しなかったため、控訴人は当然如何なる改善措置も講ずるすべはない。被控訴人はこれについて、控訴人に故意、過失責任があると指摘するのは、明らかにその自身が履行すべきことを履行しなかった先行手続の責任を控訴人に転嫁し、取るに足りない。控訴人は訴外人と被控訴人の係争商標をめぐる争いの当事者でない以上、当然時々刻々係争商標の権利変化に注意を払う義務はない。訴外人又は被控訴人が控訴人に通知する前に、控訴人は商標登録制度に対する一貫した信頼性から、その業務を営む。係争商標の変化について当然故意又は過失はないといえる。一歩進んでいえば、控訴人の主観的責任の変化は告知を受ける前には、知的財産局の査定結果により異なる評価が生じない。被控訴人はその後係争商標の登録を受けただけで、控訴人の訴外人の不法行為（権利侵害行為）について故意又は過失があると主張する。ところが、控訴人の主観的認識の責任の態様はどのようにして、登記登録制度を信頼する無故意・無過失の状況から、いきなり故意、過失責任を負うようになった、というその間の転換変化の根拠について立証をしていない。したがって、控訴人が訴外人による不法行為についても共同不法行為者としての連帯賠償責任を負うべきこととの主張は根拠がない。

### 03 著作権関連

チップを取り付けて再生可能地域を限定するためのリージョンコードを解除し、コピーガード信号が正確に作動しないようにゲーム機を改造するサービスの提供に判決が出たのはこの事件が初めてである。

#### ■ハイライト

著作権者に無断でチップを取り付けてゲーム機を改造していた問題で著作権法違反の罪に問われた被告らに懲役3か月～5か月の判決が下った。被告ら三人は、ゲームソフトに含まれたコピーガード信号を正確に識別することができないようにゲーム機を改造し、再生可能地域を限定するためのリージョンコードを解除するサービスを有料で提供していた。ゲーム機が改造されると、地域を問わず正規版も海賊版も読み取れることになる。これは、著作権法第96条の1で禁止されている、公衆向けのコピーガード回避の部品提供にあたり、立派な違法行為である。

ゲーム機本体には、本体が読み取るゲームソフトが正規メーカーによって製造されたものか、或いは著作権者の利用許諾の下、製造されたものかどうかを識別したり認証したりする機能が付いている。ゲームソフトをゲーム機に入れ、再生する際に、本体は当該ゲームソフトにコピーガード信号（copy prevention code）が含まれているかどうかをチェックする。コピーガードが含まれていない場合には、ソフトを読み取れず、再生ができなくなる。これは著作物を違法なアクセスから守るための技術的保護手段であり、著作権者の許諾を受けなければ、上記コピーガードを解除する部品を公衆に供用してはならない。

業者の話では、海賊版ゲームソフトDVDは一枚につき100～200円の間で販売されている。但し、ゲーム機を改造しなければこれを読み取ることができない。ゲーム機改造の料金はおよそ1,000円程度で、正規版ゲームソフト一枚の価格に相当する。このため、ゲーム機を購入するついでに、販売店に改造を依頼する人が少なくないという。

台北地方裁判所刑事判決  
裁判番号：99年度智易字第6号  
裁判期日：2010年03月31日  
件名：著作権法違反

公訴人：台北地方檢察署檢察官  
被告人：Z〇〇

甲〇〇  
丙〇〇

主文：

乙〇〇は公衆にコピーガード回避の部品を供用していたことにより、著作権法第 96 条ノ 1 に違反し、懲役 5 か月に処し、罰金に代える場合は新台幣ドル 1 千円で一日とする。

甲〇〇は公衆にコピーガード回避の部品を供用していたことにより、著作権法第 96 条ノ 1 に違反し、懲役 3 か月に処し、罰金に代える場合は新台幣ドル 1 千円で一日とする。執行猶予二年。

丙〇〇は公衆にコピーガード回避の部品を供用していたことにより、著作権法第 96 条ノ 1 に違反し、懲役 4 か月に処し、罰金に代える場合は新台幣ドル 1 千円で一日とする。執行猶予三年。

## 一. 事案概要

被告人甲〇〇、乙〇〇、丙〇〇はそれぞれ A 社、B 社、C 社の責任者である。任天堂アメリカ法人、日系企業任天堂株式会社が製造する Wii ゲーム機の本体に Wii ゲーム機が読み取るゲームソフトは任天堂が製造し若しくはこの二社の許諾を受けて製造したものであるかどうかを検査、認証する機能がついている。このため、ゲームソフトをゲーム機に入れ、再生する際に、Wii 本体はそのソフトにコピーガードコード (copy prevention code) が含まれているかどうかをチェックする。このコードが含まれていなければ、ゲームソフトを読み取ることができず、再生もできなくなる。これは著作権者任天堂アメリカ法人及び任天堂株式会社が他人が無断で著作物にアクセスするのを禁止し、制限するために採用しているコピーガード措置である。同二社の許諾を得なければ、この措置を解除するための部品を公衆に供用してはならない。

ところが、甲〇〇、丙〇〇、丙〇〇は同二社の許諾或いは同意を得ないで、2008 年 3、4 月のある日から各自が経営する店舗で、コピーガード措置を回避することのできるチップを Wii ゲーム機の本体に取付け、Wii ゲーム機本体がゲームソフトに書き込まれていたコピーガード信号を正確に検査し、識別することができないように改造したことにより、再生可能地域限定の正規ゲームソフト、海賊版ソフト両方を読み取ることを可能にするサービスを、不特定の顧客に提供し始めた。2008 年 9 月 26 日午後 3 時 20 分ごろ、警察が A 社、B 社、C 社を家宅捜索したところ、証拠物多数を押収した。

## 二. 理由

(一) 有罪とした理由について

1. 被告ら三人は、任天堂アメリカ法人、任天堂株式会社の許諾或いは同意を得ないで、チップで Wii ゲーム機本体を改造し、改造後の Wii ゲーム機が正規品か海賊版を問わず、どの地域で発行するゲームソフトも読み取ることができるようにした犯行を認めている。さらに、証人の証言、告訴代理人が提出した物的証拠や察が家宅捜索で押収した多数の証拠物もこれを裏付けている。
2. 著作権法第 3 条第 1 項第 18 号により、コピーガード措置とは他人が無断で著作物にアクセスし、又はこれを利用するのを有効に禁止し又は制限するために著作権者が採用した設備、器材、部品、技術その他の科学技術的方法をいう。Wii ゲーム機本体に取り付けられた制御チップにファームウェアが搭載されているので、ゲームソフトに書き込まれたコピーガードコード及びリージョンコードを識別することができ、ゲームソフトの再生を行ったり制限したりする。ゲーム機本体が海賊版或いはリージョンコードの異なるゲームソフトを制限することが、「コピーガード措置」に当たるかどうかは、ゲーム機本体とゲームソフトにインストールされたプログラムとが相互に作動することによって、正規ゲームソフトしか受け入れられない結果になるかによる。それ故、リージョンコードの異なるゲームソフトの一部が解除・破壊・回避され、結果的に正常に機能しなくなる場合、コピーガード措置に対する解除・破壊或いは回避と認定してよい。(知的財産局 2009 年 9 月 2 日付書簡智著字第 09800067140 号をご参照)

またチップを不特定者が所有するゲーム機に取り付ける改造行為は、改造のためのチップを公衆向けに供用する行為であり、そして改造されたテレビゲーム機を不特定者に販売する行為は改造チップの販売行為に当たり、公衆向けに供用する行

為でもある。ただ改造チップが取り付けられたテレビゲームの働きは単に海賊版ゲームソフトを読み取るだけでなく、そもそも正規版ゲームソフトも読み取れるから、当該テレビゲーム機そのものはコピーガード措置を回避するための設備ではなく、改造チップのみがコピーガード措置を回避するための機材或いは部品である。(知的財産局 2006 年 1 月 23 日付智著字第 09400111970 号解釈、2009 年 7 月 13 日付智著字第 09800057550 号書簡をご参照)

本件 Wii ゲーム機に搭載のコピーガード措置は、合法に製造されたゲームソフトにコピーガードコードが書き込まれたことをいい、この信号は一般の CD/DVD ライター或いは CD-R/DVD-R ライターで複製することが不可能である。ゲーム機がゲームソフトを執行するときにコピーガードコードを読み取らなかった場合、そのソフトを執行することができな意。かつ当該ゲーム機も本体に入れられたソフトに書き込まれたリージョンコードとゲーム機が執行するリージョンコードとが一致するかどうかを検査するから、一致しないとすれば、ソフトの読み取りが拒否されてしまう。したがって、本件で押収した Wii ゲーム機に改造チップが取り付けられた場合、原版ソフトのコピーガードコードを真似た信号がゲーム機に伝送されるため、たとえ海賊版ソフトにコピーガードコードが書き込まれなかったとしても、改造されたゲーム機で再生することができる。さらに、本件改造後のゲーム機もなお正規のソフトが読み取れるから、被告らに取り付けたチップは、他人が無断で著作物にアクセスし又は利用することを有効に禁止し又は制限するために著作権者が採用したコピーガード措置を回避する部品であり、また不特定者への提供は公衆に供用することに間違いない。

3. 任天堂アメリカ法人と任天堂株式会社は海賊版の流通を防ぐため、正規版ゲームソフトにコピーガード信号を書き込み、かつチップ上のファームウェアを制御するためにゲーム機本体に制御チップを搭載し、正規版ゲームソフトにおけるコピーガード信号と共に機能させることによって、ユーザーによる海賊版或いはライセンスを受けていないゲームコンテンツへのアクセスを有効に防止する。ゲーム機の改造は主として任天堂がリリースする正規版ゲームソフトのコピーガードの回避を目的とし、海賊版であっても順調に読み取ることができるようにする。被告ら三人は Wii ゲーム機にコピーガードがかかっていることを明らかに知りながら、有料で不特定者向けに改造サービスを提供していたため、海賊版が読み取れるように Wii ゲーム機を改造することが著作権侵害にあたることを知らなかったという答弁は、常識や経験則から考えられず、信用しがたい。

(二) 無罪とした理由について

1. 公訴事実の記載により、「被告甲〇〇、丙〇〇は本件押収ゲームソフトに含まれたコンピュータプログラム及びその二次的プログラムは任天堂が著作権を共有する著作物であり、わが国著作権法によって保護されている。任天堂の同意或いは利用許諾を得ない限り、所有権を移転する方法で当該著作物若しくは複製物を頒布してはならない。「Nintendo」、「Wii」について、任天堂が法により知的財産局に出願し、コンピュータ、カートリッジタイプゲームソフト、CD-ROM 等を指定商品に商標登録を受けており、現在なお商標権利期間内である。このため、商標権者任天堂の同意を得なければ、同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用してはならない。にもかかわらず、被告甲〇〇、丙〇〇は著作権者任天堂の利用許諾若しくは同意を得ないで、営利目的で、2008 年 3、4 月から同年 9 月 26 日にかけてその経営する店舗で海賊版ゲームソフトを不特定の顧客に販売し、不正利益を得ていた。2008 年 9 月 26 日に警察が A 社、C 社を家宅捜索したところ、本件証拠物として A 社から光ディスク 12 点、C 社から Wii 海賊版ゲームソフト(光ディスク) 486 点と NDS 海賊版ゲームソフト(光ディスク) 50 点を押収したことから、被告甲〇〇、丙〇〇の所為は著作権法第 91 条ノ 1 第 3 項(著作権を侵害する複製物の光ディスクの頒布)及び商標法第 82 条(商標冒用商品の販売)に定める罪を犯している。」
2. 刑事訴訟法第 154 条第 2 項、第 301 条第 1 項により、「犯罪事実は証拠により認定しなければならない。証拠がなければ犯罪事実を認定してはならず、また被告の犯罪を証明できなければ、無罪の判決を宣告しなければならない。」。事実の認定は証拠を根拠にしなければならない。相当の証拠を発見することができず、又は証拠不十分で証明することができない場合、推測又は擬制で裁判の基礎とすることができない。また、犯罪事実を裏付ける証拠は直接証拠に限らず、間接証拠も含むが、直

接か間接かを問わず、訴訟において証明することは、普通の人間でさえ疑問を抱くことなく、それを真実と確信する程度のものであってはじめてそれを根拠に有罪の認定をすることができる。もし合理的な疑いが残り、事実審を行う裁判所は有罪の確信を得ることができない場合、被告に無罪の判決を宣告しなければならない。(最高裁判所 40 年台上字第 86 号判例趣旨、76 年台上字第 4986 号判例趣旨をご参照)

裁判所で調べたところ、本件告訴代理人が提出した鑑定意見書などの資料では、ただ甲〇〇が 6 点、丙〇〇が 486 点の海賊版ゲームソフト（うち 46 点が故障）を所持していたことが確実であるとしか認定することができず、海賊版ゲームソフト（光ディスク）を頒布し、又は頒布を意図して公開に陳列し若しくは所持していたことを裏付けるには物足りない。この部分についての犯行が証明されない以上、甲〇〇、丙〇〇に無罪を言わざるを得ない。

本件判決参照条文：

著作権法

【第 80 条ノ 2】 著作権者が他人が無断で著作物にアクセスするのを禁止し又は制限するために採用したコピーガード措置については、合法的に許諾を受けない限り、これを解除し、破壊し、その他の方法を用いてこれを回避してはならない。

2 コピーガード措置の解除、破壊又は回避を図るための設備、器材、部品、技術若しくは情報は、合法的に許諾を受けない限り、これを製造し、輸入し、公衆の用に提供し又は公衆のためにサービスを提供してはならない。

3 前二項規定は、次の場合に適用しない。

一. 国家安全を維持・保護するために行う場合。

二. 中央又は地方機関が行う場合。

三. ファイル保存機関、教育機関又は公衆の用に供する図書館が、資料を取得するかどうかを検討するために行う場合。

四. 未成年者を保護するために行う場合。

五. 個人情報保護のために行う場合。

六. コンピュータ又はネットワークの安全テストを行うためにする場合。

七. 暗号化の研究をするために行う場合。

八. リバースエンジニアリングを行うためにする場合。

九. その他主務官庁が定めた場合。

4 前項各号の内容は、主務官庁がこれを定め、定期的に検討するものとする。

【第 96 条ノ 1】 次の各号のいずれかに該当するときは、1 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台幣ドル 2 万元以上 25 万元以下の罰金を科し又はこれを併科する。

一. 第 80 条ノ 1 の規定に違反した場合。

二. 第 80 条ノ 2 第 2 項の規定に違反した場合。

**TIPLO**  
Attorneys-at-Law  
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2011 TIPLO, All Rights Reserved.